

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第5回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年 6 月13日（日） 午後 1 時30分

場 所 大河内町保健福祉センター

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		足立 理秋	町長	出
2号委員 3名		多田 昌	議員	出
		中塚 義之	〃	出
		奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名		高橋 勝洋	学識経験者	出
		竹國 洋子	〃	出
		中山祐美子	〃	出
		井上 秀男	〃	出
		廣納 正	〃	出
		足立 高正	〃	出
		堀口 勝久	〃	出
		尾上 徳美	〃	出
		藤原 鉄也	〃	出
		松原 博興	〃	出
8条委員		前川 清寿	県会議員	欠
		岡本 坦	中播磨県民局長	出

大河内町選出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		上野 英一	町長	出
2号委員 3名		小寺 義裕	議員	出
		立石 富章	〃	出
		高内 直喜	〃	出
3号委員 10名		岩本 精介	学識経験者	出
		正城眞佐子	〃	出
		上垣 博	〃	出
		藤原 昇	〃	欠
		松山 陽子	〃	出
		藤原 安晴	〃	出
		日和 貞憲	〃	出
		生田 良昭	〃	出
		藤原 博一	〃	出
		立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称		神崎町・大河内町合併協議会			
開催日時		平成１６年　６月１３日（日） 開会　１３時３１分 閉会　１６時３４分			
開催場所		大河内町保健福祉センター			
議長氏名		小寺義裕			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり			
欠席者氏名		別紙「欠席者名簿」のとおり			
会議事項	1　報告	平成１５年度神崎町・大河内町合併協議会事業報告・歳入歳出決算報告について 第２回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について 第３回、第４回新町建設計画小委員会の開催報告について 慣行の取扱い（その１）について 使用料・手数料の取扱いについて 地方税の取扱い（その１）について 条例、規則等の取扱いについて 公共的団体等の取扱いについて 上下水道関係事務事業の取扱いについて 補助金、交付金等の取扱いについて			2　会議結果
	報告第２１号				承認
	報告第２２号				承認
	報告第２３号				承認
	2　協議				
	協議第１２号				原案可決
	協議第１３号				原案可決
	協議第１４号				原案可決
	協議第１５号				原案可決
	3　提案				
提案第　８号	確認・継続審議				
提案第　９号	確認・継続審議				
提案第１０号	確認・継続審議				
会議の経過		別添のとおり			
会議資料	別添資料あり				
会　議　録　の　確　定					
確　定　年　月　日			署　名　押　印		
平成１６年　６月１３日			署名委員 尾　上　徳　美　印 上　垣　博　印		

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	それでは、本日第5回の神崎町・大河内町合併協議会を開催させていただきましたところ、日曜日で、また好天の日の中でご予定もあったかと思いますが、お繰り合わせの上ご出席いただきましてありがとうございます。 最初に、小寺議長からごあいさつをいただきます。
小寺（議長）	どうも、皆さんこんにちは。 梅雨の晴れ間ということで、今日は朝から非常にいい天気になっております。また、日曜日ということで、皆さんほとんどの方がご家庭でいろいろお仕事がある、または予定をされておったと思うんですけども、第5回の法定協議会ということで、本日ご出席をいただきましてありがとうございます。 ご存じのように、合併協議会、普通ですと1カ月に2回の予定で合併協議会を行って両町の合併の一致点を求めて協議をするということになっとなんですが、こういうことは当然初めてでございます。また、事務方の方も非常に初めてでございまして、事務のすり合わせ等が大分遅れておりました関係がありまして、この合併協議会、前回の4月に開催をしておったんですが、ようやく本日6月13日に第5回目が開催される運びになりました。 ということで、今回につきまして、急遽本日協議をいただく事象につきまして、4件ほど皆様のご家庭に郵送をさせていただいております。普通ですと、事前に提出をさせていただいて、その次の合併協議会ですというふうになっておるんですが、ご存じのように、合併協議会、特に事務のすり合わせが遅れておりました関係でなかなか要件が出てこなかったんですが、ようやく出てまいりました。ということで、今回、本日お願いをいたしております4件につきましては、今日、ひとつ皆さんに協議をしていただくというような予定をしておりました関係もありまして、急遽郵送をさせてもらっております。 ということで、今後につきましては、多分1カ月に2回のペースで順次協議会が開催をされるというように思っておりますし、また来年に向けましても、当然2回の開催をしないと、なかなか間に合わないというような状況になるようにも思われますので、特に委員の皆様方にいろいろとご予定があると思いますけども、できるだけひとつご出席をいただいて、皆さんの特に建設的なご意見をもちましてこの合併協議会が両町の合併に向けて整うように、私自身も努力をするつもりでございますので、ひとつよろしくをお願いいたします。 これをもちましてあいさつにかえます。ありがとうございました。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長） 足立（会長）	ありがとうございました。 続きまして、今回は足立会長の方からごあいさつをいただきます。 皆さん、こんにちは。今日は第５回合併協議会開催に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。 梅雨がひと休みということで、今日は大変さわやかな天気になりました。委員の皆さん方には、それぞれご健勝でご活躍をいただいておりますことをお喜び申し上げます。 本日は第５回の神崎町・大河内町合併協議会開催をさせていただきました。ご繁忙の中をお繰り合わせご出席をいただきまして、会議が開催できますことを厚くお礼を申し上げます。 また、岡本中播磨県民局長様には、大変ご多用の中を、また日曜日の中でございます、ご出席をいただきましてありがとうございます。 委員の皆さん方には合併問題につきましているいろいろとご高配を賜っておりまして、深く感謝申し上げる次第であります。 本協議会は５回目を迎えたわけではありますが、小委員会につきましては、新町名称・庁舎等検討小委員会は２回、新町建設計画小委員会につきましては４回にわたり開催をしていただき、議論を深めていただいております。今後とものご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。 さて、市町村の合併に関する合併３法が成立をし、去る５月２６日に公布をされました。その１本は合併新法、いわゆる市町村の合併の特例等に関する法律、２本目は改正合併特例法、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律、そして３本目は改正地方自治法、地方自治法の一部を改正する法律であります。特に、合併新法では合併特例区制度の創設ができること、合併に関する障害を除去するための特例措置がなされたこと、合併推進のための方策がとられたこと、そして改正合併特例法附則では、平成１７年３月３１日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成１８年３月３１日までに行われる市町村の合併については、財政等優遇措置のある現行法が適用されることになっております。 当合併協議会が進めております合併は、改正合併特例法附則に該当するものでございまして、平成１７年３月３１日までにすべての作業を終え、知事に合併の申請を行わなくてはならないことになっております。 ところで、合併の議論も深まってまいりましたので、私の思いも少し述べさせていただきますと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	過日の新町建設小委員会に提出されました資料を見てみますと、平成１２年度における生産年齢人口比率は、県平均の６８．０％に對しまして、神崎町は５９．６％、大河内町は５８．９％とともに低く、また年少人口は神崎町の１６．８％、大河内町には１４．８％となっておりまして、大河内町で低くなっております。 また、農業生産のいわゆる農業の産出額につきましては、神崎町の５億５００万円に對し大河内町は２億３，０００万円、鉾工業の製品出荷額は、神崎町の８５億２，４００万円、大河内町は１９億２，２００万円、商業の年間販売額につきましては、神崎町は７１億４，７００万円、大河内町は２２億２，２００万円となっておりまして、生産基盤の弱さがうかがわれるところであります。 また、両町は観光客の誘致に力を入れておるわけではありますが、それについて見ますと、神崎町は、平成１２年度が２５万人、１３年度は６７万人、１４年度は４４万人、大河内町では、平成１２年度が１４万人、１３年度１５万人、１４年度１４万人となっており、また播但線の利用につきましては、平成９年度、長谷駅が１日当たり１０２人、寺前駅７５７人、新野駅は４６０人、１４年度は、長谷駅が６０人、寺前駅が７０７人、新野駅は４８６人となっておりまして、峰山レクセンの廃業が大きく影響しているのではないかと懸念されるところであります。 また、児童・生徒の状況につきましては、両町ともに少子化が加速をし減少をいたしております。大河内町につきましては、神崎町のおよそ半分の児童・生徒数となっており、こういった少子・高齢化または生産基盤が低い状況は、神崎町にも当てはまるわけではありますが、大河内町にとってはより深刻な問題になっているのではないかと懸念するところであります。 一方、財政力につきましては、財政力指数が大河内町の０．８４９、これに對しまして神崎町は０．３０１と大きな差があります。ただ、今後におきましては、大河内町の財政を支えております関西電力の揚水発電施設の運営管理方針を慎重に見きわめ、対応することが大切であろうかと思います。この建設の目的が電力消費のピーク時の電力供給に對応することでありましたから、電力が自由化によって企業発電など代替発電が出ている状況で、今後設備投資するかどうか注目しなければなりません。今後は、設備投資がもしなされなければ、課税客体である固定資産価格が定率で減少することになり、町の財政に大きく影響することが考えられるわけであります。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	こういった状況の中で、合併によって新町が発展を期するためには、財政優遇措置を活用した、課題解決のために諸施策を大胆に実施することが重要と考えます。例えば生産基盤の強化を図るための活性化施策、播但線の利用増加を図るための諸施策、イベント等の実施、少子対策のための施策、特に大河内町については新住宅施設の実施がなされておるわけでありますから、児童館などの施設の整備が必要になるのではないかと考えます。 もとより、財政の健全化を図りながらの施策でなくてはならないことは当然でありましょう。神崎町は、病院を福祉の中心施設として位置づけましてその健全経営に努力をしまいいりました。そして、病院の施設、人的機能を活用して保健・医療・福祉のサービスを実施し、神崎町内はもとより神崎郡内、生野町に及ぶ圏域に役割を果たしているところであります。特に、小児療育、訪問看護、P T（理学療法士）、O T（作業療法士）などの派遣等のサービスは、地域の皆さんに好評を策しており、県当局にも高い評価を受けているところであります。 平成14年度に病院を利用された方は、大河内町が、入院延べ人員が8,662人、外来は2万5,538人、訪問看護では1,063回、神崎町は、入院が1万3,345人、外来は6万4,213人、訪問看護は1,439回となっており、外来を除きますと、ほぼ人口対比で同率の利用となっており、神崎・大河内町の医療の中心となっているところであります。 今、病院は開業医さんとの連絡を密にするいわゆる病診連携を積極的に進めておるところでありまして、住民の皆さんが安心して利用していただける施設であるということを確認をいたしておるところであります。 少子・高齢化が特に進展している両町にとって、病院と連携した保健・医療・福祉の福祉、在宅介護サービスなどをより充実をしていかなければならないと考えますし、合併によるメリットを生かすことになると存じます。 また、情報ネットワークを構築することによりまして、ひとり暮らしの方などの健康管理、給食サービスなどの在宅ケアがリアルタイムで行うことが可能となります。 合併には夢がなくはなりません。私は、長谷から神崎町猪篠に通ずるトンネルに夢を託したいと思います。これが実現いたしますと、砥峰、峰山などの利活用が一気に高まります。実現は困難であると思

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長） 岡本（県民局長）	いますけれども、不可能ではありません。何とか夢の実現を目指して努力する必要があると思います。幸い、今日は岡本県民局長様にもご出席をいただいておりますので、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。 本日は私の勝手なことを申し上げたかも知れませんが、合併は避けて通ることができないと考えますし、県下におきましても８０％に及ぶ市町が合併推進に向かって議論がされております。どうかご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさついたします。ありがとうございます。 ありがとうございました。 続きまして、顧問にご就任いただきまして、本日ご出席いただいております岡本中播磨県民局長さんからごあいさつをいただきます。 失礼します。中播磨県民局長の岡本でございます。 当協議会も５回目を迎えたということでございます。関係の皆様方には新しい町の設立に向けまして熱心に議論を重ねられておるところでございます。そのご努力に対しまして深い敬意を表したいと思います。 本日、私からは３点ばかり、合併等に係りますことについての現下の状況等についてご説明をいたしたいと思います。 まず第１点目は、先ほど足立町長さんの方からお話しございました合併に関連する３つの法律の成立ということでございます。そのうちの一つの合併特例法という法律がございます。これの改正、今回の国会５月１９日に成立をしたところでございますが、この改正によりまして従来合併特例債等の財政支援措置、これを受けるためには平成１７年３月末までに合併をするということが要件でございましたが、今回の改正によりまして適用期限が延長をされ、平成１７年３月末までに合併申請を県に提出をしておき、平成１８年３月末までに合併すれば、この適用が受けられるというふうに改正がなされたところでございます。 当協議会におかれましては、合併の期日につきましては、この法律の改正の動向を踏まえて再度協議するというふうに聞いております。予定どおり、この法律改正が行われたということをもまずご報告をさせていただきます。 次に、第２点目でございますが、新聞報道等で既にご承知と思いますが、三位一体改革をめぐる国の動きでございます。これにつきましては、市町含め今後の市町経営に非常に大きな影響を与えるものでござ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	て、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 ただいまから第５回神崎町・大河内町合併協議会を開会いたします。 次に、会議録署名委員ですが、会議運営規程第４条第２項によりまして、尾上徳美委員、上垣博委員をそれぞれご指名申し上げます。 それでは、次第にあります議題の順番に従いまして、議事を進めてまいります。 まず初めに、報告事項でございます。 報告第２１号平成１５年度神崎町・大河内町合併協議会の事業報告並びに歳入歳出決算報告について、事務局、説明をお願いいたします。 ご説明申し上げます。 お手元右肩上に資料１という資料がございますので、お出しいただきたいと思います。 報告第２１号平成１５年度神崎町・大河内町合併協議会事業報告・歳入歳出決算報告について。 平成１５年度神崎町・大河内町合併協議会事業報告・歳入歳出決算報告について報告する。 平成１６年６月１３日報告、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。 資料１枚おめくりいただきたいと思います。 当協議会の１５年度中の事業報告並びに歳入歳出の決算の報告でございます。皆様方ご存じのように、本協議会は２月３日に神崎・大河内両町におきまして町議会の全員の可決をいただき、そして翌２月４日に協議会が設置をされたところでございます。 ２月４日以降本年３月３１日までの会議の状況につきましては、お手元資料の第１回協議会から第２回、そして新町建設の小委員会、そして３月２０日の第３回協議会という内容でございます。 内容等につきましては略させていただきたいと思います。 ２ページの方ですけれども、広報関係といたしまして２点ございます。 まず１点が、当協議会につきましては、毎月１回合併協議会だよりという広報誌を発行いたしております。もう一点、当協議会のホームページを３月９日の日に立ち上げておるところでございます。 ４点目に、兵庫県との協議というところで、合併の支援地域の指定という申請を行いまして、１６年２月２３日付で当協議会が県の支援

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	地域の指定をされておるところでございます。 5点目に、協議会の事務局関係ですけれども、名簿等は略させていただいておりますけれども、協議会の職員は神崎町から3名、大河内から3名、両町合わせまして6名の職員が協議会職員への派遣という形で辞令を受けまして、2月4日に会長の方から辞令をいただいておりますところでございます。また、臨時職員につきましては、当協議会で採用させていただいておりますところでございます。 6点目に、その他といたしまして、当協議会にはたくさんの大きな事業がございます。これからやってまいります事務事業、例規の関係、ホームページ、また会議録の作成、新町建設計画、そういったものの専門的な機関をコンサル業務として入れさせていただくために、2月6日に事前のコンペを開催をさせていただき、その業者に決定をいたしておるところでございます。 また、3月23日には、4月28日の第4回協議会でご承認をいただきました両町の電算システム、コンピューターの関係ですけれども、これが大きな課題でございますので、その関係につきまして第三者機関のCDCソリューションズという会社に業務委託をさせていただくということで、15年度の事業を終わらせていただいております。 以上が15年度中の事業報告でございます。 3ページの方に参りたいと思います。 こちらの方は、15年度の当協議会の歳入歳出の決算審査の意見書でございます。神崎町・大河内町合併協議会規約第16条の規定によりまして、会長から提出をされました当協議会の歳入歳出決算書に基づき、関係諸帳簿、証拠書類等につきまして審査をしていただいた結果の資料でございます。 通常、両町におきましては5月末の出納閉鎖を受け、夏ぐらいから決算審査を受け、9月の定例議会で両町の決算をされるわけなんですけれども、当協議会におきましては5月6日に15年度の決算を役場の方で受けました。 その状況でございます。歳入総額が472万8,003円、歳出総額が329万7,175円、差し引き額が143万828円でございます。これらにつきましては、両町から選出いただきました監査委員さん、神崎町の太田昭男様、大河内の藤原建様に監査をいただいておりますところでございます。 続きまして、5ページの方を見ていただきたいと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	こちらの方が１５年度の歳入歳出決算書の内訳でございます。 まず、歳入の方ですけれども、収入済額の欄でご説明をさせていただきたいと思います。 収入済額４７２万８，０００円、これは分担金及び負担金ということで、両町、神崎・大河内からそれぞれ２３６万４，０００円、負担をいただいたところでございます。 ２の諸収入といたしましては、３円のみ収入で預金利子でございます。 歳出の方ですけれども、１款といたしまして総務費、支出済額２７９万７，３７５円支出をいたしております。 ２款の事業費といたしましては、４９万８００円でございます。 予備費については支出をいたしておりません。 歳出の合計３２９万７，１７５円というところになっておるところでございます。 ６ページの方が先ほど申し上げた内訳でございます。 まず、歳入の方で両町の負担金ということで２３６万４，０００円、歳入をいただいております。 そして、諸収入の方では預金利子の３円のみ収入ということで歳入４７２万８，００３円の歳入でございます。 次に、歳出の方、７ページに移りたいと思います。 まず、１款総務費の１目会議費の方をごらんいただきたいと思います。１９３万９，０００円の予算現額に対しまして、１３９万７，３１５円支出をいたしております。内訳の主なものといたしましては、当協議会の委員さんへの報酬並びに小委員会の委員さんの報酬、そして監査委員会の監査委員さんへの報酬、これらを支出をいたしております。それと、当協議会の会議録の筆耕手数料ということで、会議録を作成いただくのにお支払いをさせていただくと、そういったものが会議費の主な経費でございます。 ２目の事務局費につきましては、予算現額２０２万７，０００円に対しまして１４０万６０円の支出をいたしております。主な項目といたしましては、当協議会休日等に再開をいたします関係、また時間外の関係、そういった職員手当の関係の経費、それから臨時職員の社会保険料並びに賃金、旅費、そういった事務的経費でございます。また、当協議会の新しい封筒、そういったものも作成をいたしております。 ８ページの方を見ていただきたいと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	こちらの方も先ほどと同じく事務局の経費ということで、役務費、使用料というところでは、各委員さんへの通知、また当協議会の自動車をリースさせていただいております経費、また当協議会の事務局は大河内町役場の２階に設置をさせていただいておりますので、そちらの方に使用料をお支払いしております経費でございます。１８節の備品購入費では、当協議会の事務局の方に職員の机、またコピー機、そういった備品を購入した金額がこちらの方から支出をさせていただいております。 次に、２款の事業費でございますけれども、５６万４，０００円の予算現額に對しまして４９万９，８００円支出をいたしております。内訳といたしましては、２月から３月末までに委員さんの視察研修という費用弁償的な旅費を組んでおりましたが、研修の実施はございませんでした。需用費ということで、当協議会だより、２月、３月の２回分を支出をいたしておりますので、こちらの方から４９万９，８００円支出をさせていただいております。 歳出合わせまして、３２９万７，１７５円支出をいたしておるところでございます。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 ただいま事務局から平成１５年度の合併協議会の事業報告及び歳入歳出決算報告がございました。 当協議会の決算につきましては、説明がございましたように既に監査委員さんによりまして決算監査も終えております。 委員さんの中でご質問等がございましたら、お受けをしたいと思います。 なお、質問される際には、これまでと同様、発言の際に町名とお名前をお願いいたしたいと思います。 それでは、ご質問を受けたいと思います。 ご質問ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ご質問がないようでございますので、ただいまの事業報告、決算報告を承認することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ご異議ないようでございますので、報告第２１号平成１５年度神崎町・大河内町合併協議会事業報告及び歳入歳出決算につきましては、ご承認いただいたものとして処理をいたします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石委員	次に、報告第22号第2回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告につきまして、立石委員長からお願いをいたします。 なお、マイクの関係で座ったままでお願いをいたします。 第1小委員会の大河内の立石でございます。 去る5月18日に大河内町福祉センターにおきまして、第2回目の新町名称の検討並びに庁舎位置についての検討委員会が開催されましたので、検討結果の概要について報告を申し上げます。 なお、皆さんの手元に、私が報告申し上げる一切につきましては、資料として配付されております。念のため、それに基づきまして私の方で報告申し上げますので、後ほどまた照査いただければ結構かと思っております。 まず、第1議題の新町の名称についてでありますけれども、全体としてのまとめには至っておりませんが、あくまで中間報告という形で報告しますので、ご了承願います。 新町の名称をつけるためには、だれが、どんな方法で、いつ、どこが決定するのが望ましいのかなどの項目について、一つずつ検討をしまいいりました。委員会で合意・決定されました主な事柄のみを紹介いたします。 まず1点目は、新町名称の募集範囲は、神崎・大河内の住民を対象として1人2点まで応募ができ、年齢制限は設けないということにいたしております。 2点目は、現在の町名は使わないということを決めております。また、使用する文字は、漢字、ひらがな・カタカナ以外は使わないということにいたしております。 3点目は、町名募集の周知方法であります。協議会だより、町広報、ケーブルテレビ、有線放送、インターネットのホームページ、新聞紙上、区長会などのいわゆる身近なメディアを通じて周知していくことを決めております。 4点目は、募集の期間と時期であります。募集期間はおおむね1カ月間とし、時期は17年3月までには少なくとも新名称が決定できるよう、今後の日程を調整していくことにいたしております。 5点目は、町名募集に際しては、選定の基準を設けることを決定しております。なお、選定基準の具体的な内容については、一部文言整理が必要なため、次回の委員会にゆだねることとしております。これは応募の条件及び募集作品選考の条件に作用する重要な事項でございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	6点目は、応募作品の公表の方法並びに作品の権利等についてでございますが、先進地等で一般的な取扱いがなされております、いわゆる事務局案のとおり、決定をいたしております。 以上が委員会において合意・決定に至りました第1議題の主な内容であります。事務的な取扱いの範疇に属するいわゆる細かい部分の決定項目については、この際割愛をさせていただきました。 なお、応募された町名の選考の方法を初め、引き続き協議すべき内容があと数項目残っていることを申し述べておきます。 すべての協議が終わった時点で、成案の上、協議会に報告・提案されますので、あらかじめご了承願います。失礼します。 次に、第2議題の庁舎位置と庁舎配置についての検討結果を報告申し上げます。 この庁舎位置問題については、神崎町側からは具体的な要望案が提示されておりますが、大河内町側からは今のところ具体的な考え方が提示されていないことにかんがみ、委員会としては両町のトップリーダーである町長の思いと意見を伺ったところであります。 それぞれのご発言の内容については割愛をいたしますが、大河内町としての協議のテーブルに乗せるべき具体的な内容、発言はありませんでした。その後、若干の意見交換の時間を持ちましてフリートーキングを行ったところではありますが、突っ込んだ議論には入っておりません。本格的な協議は次回以降になってまいります。 以上、大変簡単な報告ですが、委員会の報告を終わらせていただきます。以上です。 どうもありがとうございました。 ただいまの委員長報告につきましてご意見、ご質問等がございましたらどうぞ。 なお、答えていただきますのは、内容によって、委員長がお答えになりますものもありますし、また事務局が答えることもありますので、よろしくお願いします。 それでは、ご意見、ご質問を承りたいと思います。 ご質問、ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ご質問がないようでございますので、まだ今のところは報告ということになっております。 なお、基本的な事項につきましては、今後の協議会において項目ごとに協議の形で承認を求めてまいりたいと思いますので、よろしくお

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
井上委員	願いいいたします。 それでは、ほかにはないようでございますので、第１小委員会の報告は終わりました、次の報告に移りたいと思います。 次に、報告第２３号第３回及び第４回新町建設小委員会の開催報告につきまして、井上委員長から報告をお願いいたします。 新町建設計画小委員長の井上でございます。よろしくお願いをいたします。 それでは、第３回及び第４回の新町建設計画小委員会のご報告を申し上げます。 まず最初に、第３回の新町建設計画小委員会でございますが、資料につきましては資料の３－１にまとめてありますので、ごらんいただきますようお願いをいたします。 開催日につきましては、５月１４日金曜日午後１時３０分から午後５時まで、この保健福祉センターにおきまして、２５名の委員、オブザーバーとして行政側から新町建設分科会の正・副分科会長、コンサル、事務局も加わっていただき、行われました。 初めに、全体会議が持たれ、ワークショップによる作業の進め方等の説明があった後、３つの分科会に分かれ、それぞれ分科会長さんの進行でワークショップを行いました。 その内容でございますが、事前に示されました分科会ごとのテーマについて、具体的な状況の掌握、課題に対する要因、課題を改善していくために必要な取り組み等につきまして、当日それぞれ思いを持ち寄っていただきました。 分科会ごとの検討テーマにつきましては、ここにお示しをしておりますように、産業・建設分科会は、課題の柱１として、地域の大きな財産でかつ魅力の自然環境をどう維持するかでございます。柱の２は、採算性等で生産意欲の低下した農林業の担い手をどのように確保し、振興していくべきかであります。柱３につきましては、観光交流施設が充実しており、またイベント等も開催されているが、施設・イベントの結びつきが弱いため、どのように連携し相乗効果を発揮させるかでございます。 次に、民生・福祉分科会では、課題の柱の１つとしては、高齢者の生きがいづくりとして心身の健康を第一に、自立するための施策でございます。柱２につきましては、若者の流出を抑制するための施策。３つ目の柱は、現代社会における重要なキーワードになっておりますすべての人の安全・安心について、話し合い等作業が行われました。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	続いて、総務・文教分科会では、最初の柱の１では、地域社会での生きがいをはぐくむ生涯学習やスポーツ活動でございます。課題の柱の２では、厳しい財政事情の中で、何もかも行政に依存せず、住民自治組織が主体的に地域を作っていく時代であることについて。柱３では、社会問題になっております次代を担う子供たちの教育について、さらなる学校・家庭・地域の連携の強化についてでございます。 以上３分科会において３つのテーマごとに精力的にワークショップを行われました。 次回、第４回の新町建設計画小委員会で事前に決めていただいて、発表をいただくことといたしました。 以上、第３回小委員会の報告を終わります。引き続き第４回の新町建設計画小委員会の開催状況を報告申し上げます。 第４回新町建設計画小委員会につきましては、資料の３－２にまとめてお示しをしております。ごらんいただきますようお願いいたします。 開催日は、５月３０日日曜日午前９時から午前１１時まで、神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎で２４名の委員の出席をいただいております。 内容につきましては、先ほどご報告申し上げました第３回小委員会においてワークショップを行っていただきました結果を、分科会ごと、そしてテーマごとに発表をいただき、発表が終わりますと出席の委員さんからご意見をいただくというように、これを繰り返していただきました。 最初は、資料で前後はいたしますが、民生・福祉分科会の坂田篤彦分科会長から発表をいただきました。 内容につきましては、まず高齢者の生きがいづくりについては、共通認識としまして、高齢化が一層進み変化がある中で移動するのが不便、すなわち交通手段の不足、高齢者の参画である機会または場が少なく交流が乏しい、ひとり暮らしの老人が増え、また寝たきりや家に閉じこもりがちな高齢者に対する地域とのつながり等、課題が指摘されました。 これに対し、利用しやすい公共施設の工夫した活用、次の若者の流出抑制では、働く場所、住む場所、子育ての環境については、産業の振興、子育て支援、町のにぎわいを出していくなどの取り組みが必要であるということ。 次の安心・安全の確保では、消防、防災、防犯に対する指摘に対

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	し、地域のつながり、支え合い、助け合いの取り組みが必要という内容でございました。 意見交換では、すべての人の安全・安心の確保の観点から、ＪＲの複線電化を導入すべきという意見をいただいております。 続いて、産業・建設分科会は、小寺敏樹委員から発表をいただきました。 内容につきましては、自然環境を担う農地、河川、山林が今のような状況でどのように維持すればよいか、論点になっておりまして、農地では休耕田の有効活用、河川では水量の減少、水質の悪化対策として、ダムの水量の調整、河川の美化活動の実施、木材価格の低下等が要因となり荒廃が進んでる山林では、間伐の推進が挙げられております。 次の産業の担い手確保につきましては、第１次産業の担い手が減少していること、農林行政に対する姿勢が縦割りで横のつながりがないということが指摘されました。 次の個々の観光地やイベント同士の連携につきましては、類似施設の分散や施設同士の連携が不足し、イベントについても地域住民の参加が少ないため、観光ルートの確立や都市住民に対してもてなす気持ち、田舎を強調する手だてが必要ということでございました。 その他では、商工業、道路交通について指摘がございました。 そして、発表後の意見交換では、６名の委員から積極的なご意見をいただきました。 次に、総務・文教分科会では、藤原日順委員から発表をいただきました。 地域社会での生きがいにつきましては、現在の活動内容について、また施設の整備についての意見でありましたが、スポーツ活動、文化活動、施設については充実をしているが、だれもが参加しやすいための調整、工夫、組織づくり、また老朽化した施設を新しいニーズに合ったものへの転換、住民の主体的なまちづくりへの転換につきましては、住民の無関心、行政主体で行われてきた弊害、集落格差に対し、住民主体に権限を移譲、集落の競争原理が提案されました。要するに、２つのテーマを共通したキーワードは、交流と位置づけられております。 最後の子どもたちへの教育に係る学校・家庭・地域の連携では、少子化による影響、教育レベルの低下、人間形成の問題、特色ある学校づくりについては、小学校の統廃合、地域全体で育てる必要性、山村

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	留学とともに都会留学の提案などが提案されました。 この後、３名の委員さんからご意見をちょうだいをいたしました。 時間の関係で簡単な報告でございましたが、概要を報告申し上げました。 なお、次回第５回の新町建設計画小委員会は、６月１６日水曜日１時３０分から、当保健福祉センターで開催し、合併の必要性、新町建設計画の基本方針等につきまして協議をいただくこととしております。 以上、第３回、第４回の新町建設計画小委員会の報告をまとめて申し上げます。終わります。 どうもありがとうございました。 ただいまの委員長報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたら受けたいと思います。 ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。 ご意見、ご質問ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ないようでございますので、それでは次に移らせていただきますが、この新町建設計画につきましても、今後準備が整い次第、順次協議事項として提案していくことになろうと思います。 ここで暫時休憩をいたします。再開は１４時４０分といたします。 午後２時２７分 休憩 午後２時４１分 再開
小寺（議長）	それでは、再開をいたします。 なお、室内の気温が非常に高くなっておりますので、どうぞ上着を脱いでもらって結構でございますので。 それでは、協議事項に移りたいと思います。 協議第１２号慣行の取扱い（その１）について、事務局の説明をお願いいたします。
浅田（事務局）	協議第１２号についてご説明申し上げます。 慣行の取扱い（その１）について。 慣行の取扱い（その１）について提出する。 平成１６年６月１３日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。 まず、皆さん方に、慣行という言葉自身の中身なんですけれども、余りなじみのない言葉、よく自然観光の「観光」という言葉はあると思うんですけれども、中身についてはよくご存じのように、町民憲章

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	とか町花、町木、そういった町のいわゆる基本的な取り決めをされておりますそういったことを行政用語では慣行というふうな、従来からのならわしということで、それぞれ全国の市町村で取り決めをなされておるところでございます。 したがいまして、両町におきまして、町の花一つをとりまして、大河内はアヤメ、神崎町はあじさいというふうな形でシンボルを決められております。そういったものの取扱いをどうしていくのだということでの協議でございます。 まず、資料を少しめくっていただきまして、ページ下、真ん中に１ページと２枚目のところがございますところを見ていただきたいと思います。 こちらの方は、協議会の総務・企画部会の方で検討をいただきました。その内容につきましては、町民憲章、町の宣言、町の花・木・音頭、町章、キャッチフレーズ、このあたりにつきまして両町のこの部会の方で検討をいただきました。 そして１点目に、課題、問題点といたしまして、新設合併の場合におきましては、関係する市町村のそういったものにつきましては消滅をいたします。したがいまして、新しいものを制定する必要があるのです、そういったものをどうしていくのかということでございます。 ３行目に、町民憲章、宣言につきましては、新町の基本姿勢となるもの、また町の花・木・音頭、町章につきましては、新町のシンボルとなるようなものでありますから、できるだけ早く統一することが望ましい。また、これらは当該地域において大変愛着の深いものでありますから、何らかの方法でこれを伝承することも検討する必要がありますというところでございます。 そして、５点の調整いたしました方針、こういったものを出させていただいております。 まず、１点目の町民憲章、宣言についてでございます。新町の、これらは大きな基本姿勢となるものですから、できるだけ早く統一することが望ましいんですけれども、新町のまちづくりの基本方針や理念を表現するものでありますから、合併後にこれらを検討する機関を設け調整することが適当であるという、部会の方では調整方針を出しております。 ２点目の町の花、町の木等の象徴的な事項につきましては、新町のシンボルとなるものでございます。したがいまして、できるだけこれ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	らにつきましても早く統一することが望ましいけれども、新町においての愛着の深いものでございますから、これらにつきましても合併後に検討機関を設けて調整することが適当であるという方針でございます。 3点目に、新町の町章なんですけれども、新町発足時から町の施設、町の旗、各種式典、各種証明書、これらは特に住民票とか印鑑証明、そういったものにつきます町のマークなんですけれども、これらは印刷物等の関係で、住民意識の高揚、また一体感の醸成が図れるとともに、交流、情報発信において新町のシンボルとして対外的なPRにも役立ってまいりますので、新町発足時に決めておくことが望ましいという方針が出されております。 また、町章の検討時期については、新しい町の名前が決定をし、新町建設計画の策定により新しい町の骨格が固まりましてからということが、固まってからするということが適当であるという方針が出ております。 4点目に、音頭ですけれども、音頭につきましては、両町の旧町におきまして愛着の深いものでございます。したがいまして、この音頭につきましては、合併後に検討機関を設けて調整することが適当であるという方針が出ております。 最後、5点目に、キャッチフレーズなんですけれども、これらにつきましてはまちづくりのテーマとして定め、住民の一体感の醸成、意識の高揚、また対外的なPRに活用しているので、新町の、神崎町の場合は総合計画、大河内町の場合は振興計画といったものが町の将来像を描くために現在策定をされております。そういったものは当然新町になりますと新しい町の建設計画、またまちづくり計画、そういった名称のものが策定をされなければなりませんので、その策定時にあわせて一緒に制定することが適当であるという判断を出されておるところでございます。 今回、慣行の取扱い(その1)といたしましたのは、その2、その3が続くという意味を持っておりまして、例えば名誉町民、また両町で行われております何十周年の記念式典の表彰とか、そういったものがまだ残ってございますので、とりあえず今回調整ができましたものを、この5項目につきまして課題検討を調整いただいたというところでございます。 2ページの方には、両町の先ほど申し上げました町民憲章、また町章、町の花、町の木、町の音頭、そして3ページには宣言、チャッチ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	フレーズといったものを参考までに比較としてつけさせていただいておるところでございます。 以上でございます。 それでは、ただいま協議第１２号慣行の取扱い（その１）の説明が終わりました。 委員の皆さんのご意見、ご質問をお受けいたしたいと思います。 ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。 ご質問ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	それでは、ご質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。 協議第１２号の慣行の取扱い（その１）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第１２号慣行の取扱い（その１）につきましては原案どおり決しました。 次に、協議第１３号使用料、手数料等の取扱いについて、事務局の説明をお願いいたします。
浅田（事務局）	ご説明申し上げます。 協議第１３号使用料、手数料等の取扱いについて。 使用料、手数料等の取扱いについて提出する。 平成１６年６月１３日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。 こちらの方につきましては、合併協定項目１５番に上げております項目でございます。 資料を１枚おめくりいただきたいと思います。 まず、両町にはそれぞれいろんなもので皆さん方が公共施設を使用される場合に、例えば例を申し上げますと、公民館また社会教育施設、神崎ですとグリーンエコーとかそういったものですが、大河内ですと温水プールとか、両町にいろんな公共的な施設がございます。それを使われるときには、使用料を払われておると思いますけれども、また一方では住民課の方に行かれますと、印鑑証明とか戸籍とかそういったものに対して、特定のものに対して手数料をお支払いされておると思います。そういったものが今後合併をいたしますとどのようなのかというところで、大変これも重要な項目でございますので、本日はこれらのいろんな分野がございますけれども、その取り

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	まとめ的な大きな考え方の使用料、手数料の取扱いということでご提案し、ご協議をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。 まず、１ページの方を見ていただきたいと思います。 こちらの方も総務・企画部会の管轄でございます。 １の課題、問題点につきまして、地方公共団体、役場というふうにご理解いただければいいと思いますけれども、両町の役場におきましては行政財産、いわゆる庁舎とかいろんな箱物の財産を持っております。それらの施設の利用につきましては、使用料を徴集することができ、また当該事務において特定の者のためにするものについては手数料、これらが先ほど言いました社会教育施設を使用する場合には使用料というものを窓口の方で払っていただいております。これは、使用料、手数料、こういったものにつきましてはきちっと町の条例というもので定めなければならないことになっております。したがって、これらに係りますものは、合併までに調整をしておく必要がございます。 その調整方法といたしましては、いわゆる使用者、受益者と一般住民との負担公平の原則、また住民の一体性の確保の面から、現行の料金の見直しを検討し、あわせて行政経費を十分に勘案しながら、適正な料金となるよう調整することが基本でございます。 公共施設の使用料につきましては、両町ともいろんな施設を持っております。そして、その使用料金も違っておりますので、そのあたりが今後大きな課題になっております。しかしながら、その施設の内容や新しい古いといったこともございますし、これまでその使用料を払って使ってきたということもございますので、原則として現行のまま新町に引き継ぐことが妥当と思われるというふうに課題、問題点として上げております。 ただし、同一または類似する施設につきましては、負担公平の原則及び住民一体性の確保から、できるだけ統一する方向で調整することが妥当と思われます。 一方、手数料につきましては、手数料につきましては、負担公平の原則及び住民一体性の確保から、統一する方向で調整することが妥当と思われるというふうにございます。 そして、冒頭に申し上げましたように、いろんな両町に使用料、手数料という項目がございます。福祉の分野、教育の分野、水道、下

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	水、そういったいろんな分野にございますので、それぞれの分野につきましましては、それぞれの該当いたします事務事業の協定項目において調整をしましてまいりますというところでございます。 そして、これらの課題、問題点の調整の方針でございますけれども、2つ上げさせていただいております。 1点目が、公共的施設の使用料につきましましては、その施設の内容や建設年度が異なり、またその使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、同一または類似の施設につきましましては、負担公平の原則及び住民一体性の確保から、合併時に統一する方向で調整をいたします。 2、手数料につきましましては、負担公平の原則及び住民一体性の確保という面から、合併時に統一する方向で調整をするという方針が出されておるところでございます。 資料1枚おめくりいただきまして、2ページの方に両町の使用料、手数料、上半分が使用料、下が手数料という項目の現況比較をさせていただきます。 この中には、当然神崎町独自にございますもの、大河内町独自にありますもの、そういった単町にしかないものもございますし、また両町共通する同じものも含まれております。したがいまして、こういったものをどういうふうに今後調整していくのか、それぞれの項目につきましましては、該当する事務事業の担当部会の方で調整をいただくというところでございます。 例えば申し上げますと、こちらの方で総務の関係で使用料を見ますと、ご存じのように神崎町ではケーブルテレビの使用料と、こういったものがございます。当然、大河内には施設そのものがございませんので上がっておりません。一方、大河内町では播但線のＪＲ寺前駅の駅前に町営の駐車場を持っております。そういった形で、使用料におきましても双方いろいろ違いがございますので、そのあたりを今後それぞれ担当の部会の方で調整をいただくというふうにいたしております。 一方、大河内町の使用料の建設残土の処分地使用料というところで、衛生でございます。こういったものは神崎町の方では手数料の不燃物の処理代、環境関係で不燃物の処理代というふうな形でとられておまして、同様の内容でも使用料、手数料という区分の関係で違ってあるものもございますので、よろしくお願ひしたいと思います。 3ページ以降につきましましては、3ページ、4ページ、5ページにつ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	きましては、これらの使用料、手数料、こういったものに係ります法令的なものを列記させていただいております。使用料、手数料はこういったものに基づいて両町条例を制定し、皆さん方からいただいておりますというものでございます。 6 ページ、7 ページにつきましては、これらの使用料、手数料の取扱いに係ります他の合併協議会、また新しく新市になりました養父市、そういったあたりの例示をつけさせていただいておりますところでございます。 この2つの使用料・手数料につきましては、例を見ますと他の合併協議会におきましても、ほとんど新町になって新町に引き継ぐものとか、現行のままとか、合併時に統一するとか、そういった形で調整をされておるところが多いようでございます。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 ただいま協議第13号の使用料、手数料等の取扱いについての説明がございました。基本的な調整方針ということのようです。 委員の皆さんからのご意見、ご質問をお受けをいたしたいと思えます。
立石委員	ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。 どうぞ、立石委員。 大河内の立石です。 当然、今ご提案のありました内容については調整する必要な項目ですから、この内容についてとやかく言うんでなしに、いわゆる調整方針の中で合併時に統一する方向で調整すると、こう書いてあるわけなんです。我々がここで今日これでよろしいという一つの承認の仕方にかかってくるんですが、これは我々が今日これでよろしいよという承認をすれば、その細かい具体的な調整、すり合わせ、そういったものがいわゆる専門部会ですね、担当部会に委任することを了承するというふうにとるのか、いやいやそうじゃないんやと、当然部会でもんでいただいて、その結果を協議会に諮って最終的に皆さんの了解を得るんやという形になるのか、この押さえだけちょっとしとかんと、後また問題が起きては困りますんで、その見解についてちょっと聞かせてほしいと。
浅田（事務局）	先ほどの立石委員さんのご提案なんですけれども、大変恐縮なんですけれども、お手元の提案事項の資料9という方を一部見ていただければと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 立石委員	こちらの方、幹事会の方でもいろいろもめまして、この使用料、手数料の取扱いについてどうするんだという協議がなされました。いろんなそれぞれの部会に付随する事務事業を協議会にすべて上げるのか、それともいわゆる行政内部の幹事会でとどめるのかといったところもございまして、基本的に冒頭に、当初に住民サービスに係りますものについては協議会項目について何らかの形で提案をしまいたいということを申し上げております。したがって、協議第13号で申し上げましたのは、使用料、手数料の基本的な取扱いというところでございます。そして、先ほど言いました提案第9号のようにそれぞれの使用料、手数料に係ります例えばの例示に、後ほどご説明申し上げますけれども、今回、上・下水道の一部の水道部分の関係が両町で調整をできまして、これを幹事会で協議し、次回の協議会で協議をしまいたいという形にしていきたいというふうな方針を持っております。 したがって、この合併時に統一する方向で調整するという文言が、すべて全部、例えば使用料の問題で住民サービスへの負担がこれでは悪くなるとか、いろんなことすべてができない場合もあるかもわかりません。したがって、第13号は基本的な項目で、それではすべて各事業別に協議事項として提案をしまいたいというふうに考えております。 以上でございます。 立石委員、どうぞ。 大体わかったんですが、基本的なものの、公共料金あるいは手数料の関係ですね、これ、資料5見せていただきますと、確かに今説明がありましたように、住民合意を得なければいけない部分が何ぽかありますわね、重要な部分。それと、従来からのいわゆる執行部側の判断の中で何とか部会で調整してできるという部分、すり合わせの段階でできるという話もありますわね。 今のお答えですと、そういったものを、重要な部分と、重要でないと云ったらちょっと語弊があるんですが、そういったものをセレクトしながら当然協議会で承認をいただいて合意を得るというのも出してきた、何百項目か何十項目か上がってますけども、そういう方針でいくというふうに理解したらええわけなんですか。あくまでも例示の話をされたんで、私も例示の話をしようんですが。
小寺（議長） 浅田（事務局）	浅田次長。 お手元の資料の2ページに上げております使用料、手数料、これらにつきましてはそれぞれの例えば福祉、教育、そういった関係の事務

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 立石委員	事業調整の中からすべて課題検討、そして調整方針という形で上げてまいります。 立石委員、どうぞ。 立石です。 ということは、基本的には一応ここに例示してあるいろんなものについては、すり合わせの結果、最終的にはこの協議会に提示して了解をいただくと、そういうふうに物を考えたらええわけですね。
小寺（議長） 浅田（事務局） 立石委員 小寺（議長）	浅田次長。 はい、お見込みのとおりです。 ありがとう。 ほかにございませんか。 上野副会長、どうぞ。
上野（副会長）	済んません。副会長の上野ですけど、私がこの場で質問するのも少しちゅうちょがあったんですが、この使用料、手数料だけじゃなくてほかの項目もそうなんですが、１番に「原則として現行のまま新町に引き継ぐ」、何まなければ私はこれでいいとは思うんですが、財政計画との絡みですね、当然このことが抜きにということにはならないと思うんですね。財政計画いかんによっては、現行のままということにはならない可能性が非常に高いと思うんですね。そういう点について、幹事会の中でそこまでの議論をされたんかどうかは少しわからないんですが、非常に基本的なことなんですちょっと幹事会の結果を教えてください。
小寺（議長） 浅田（事務局）	浅田次長、どうぞ。 先ほど上野副会長の方から使用料、手数料、これらにわたりましては新町になっても当然予算というものと連動をいたしております。そういったもので、各いろんな事業別に係りますものに、将来的な財政の計画とセットにして考えていったのかというところでございます。 幹事会といたしましても、提案第９号で本日ご提案申し上げます上・下水の水道、こういったものについては大変高額な経費でそれぞれ運営をされております。そういった中で、将来予測の財政の計画を立てていただいて、両町その中で基本料金の設定、そういったものを協議をいただいておりますので、その辺は各部会の方でできるだけ財政の問題も十分に考慮して調整をお願いしたいということは、幹事会の方では統一方針として持っておるところでございます。 以上です。
小寺（議長）	上野副会長。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	もう少し言いますと、大河内で集落の懇談会に説明に回ったときに、いわゆる財政計画の中で単独あるいは合併にかかわらず、将来的なことを見た場合に財政が非常に逼迫するであろうということで、その中で何らかの形で歳出の削減を図る必要があると、そういうふうな形で、例えばというような形の中で使用料、手数料の値上げ等も含めて少し議論をさせてもらった経過があるわけです。 それで、平成１６年度の地方財政計画を単純にそのまま乗せますと、２町の合併初年度で３億５，０００万円というような、近い赤字になりますんで、その財政確保ということになれば、必然的にこういう使用料とか、あるいは税の問題、そういうものがかわってくると思いますので、そういう意味での質問も含めて、財政計画の議論がまだそこまでされてないんで、今の段階では非常に難しいと思うんですが、その点についてお願いをいたします。
浅田（事務局）	これから使用料、手数料、また補助金、負担金といったものにつきましても各専門部会の部会長調整を幹事会で検討してまいるんですけども、その際にきっちりそういったものも、財政的な将来予測も踏まえた料金の仮に見直しがあれば見直しをされているのかどうか、住民サービスへの公平な負担なのか、そういったことも含めて幹事会として十分機能をチェックをしてまいりたいというふうに思います。 以上です。
小寺（議長） 立石委員	立石委員。 今、上野副会長の、これが私質疑じゃないですよ、意見ですが、当然、私どもは両町長が、幹事会、いろんな中でそういった計画の中に予算を、予算というよりも財政を含めた、それは大局的な見地からやっぱりやってもろうとするというふうに思うとるのに、今副会長の方からそういう質疑なり要望が出るということはちょっと奇異に感じとんやけどね。当然、私どもは部会というものはプロ集団というふうに最大の敬意を払うとるわけです、私らはね。だから、行政のプロが寄っているいろとああじゃこうじゃと言うて話を積み上げて、裏づけになる財政の問題、住民の負担の問題、こんなもん抜きにしてこんな話どれとっても考えられん話ですわな。それが、今そういうことが出るのはわしはちょっと納得いかんのやけど、もしそういう意思疎通ができてないとするならば、これからの合併協議会の事務局体制を含めて、両会長、ひとつふんどし締め直してかわってもらわんと、こんな二十何人と委員さん、理事者側入れたら５０人近い人がこんな集まっとる意味がない。これは私、怒りの意見です。質疑と違います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 足立（会長）	それでは、会長より。 今回の協議第１３号でございますけれども、その後水道等が出るわけでありまして、手数料、使用料につきましては法令で定められておる事項でもございます。これは変えることができないわけでありまして、それから、水道とか下水道等につきましては、いわゆる資本との関係から料金を設定する。いわゆる公営企業法関係の意識を取り入れれば、資本と使用料の原則があるわけでありまして、そういったところから両町のそれぞれの担当が議論をして決定すると。これが原則になると思うんですけど、そのほか、例えば幼稚園の使用料、これは地方交付税の内容でこれが望ましいというような形で設定をされておりますけれども、これは両町ともに幼稚園の使用料についてはかなり低い設定がなされておるわけでありまして。 したがって、原則といたしましては、今回の合併によって使用料を大きく引き上げるとすることは考えるべきでないと思っております。それなれば、まず歳出の削減を前提にすべきだろうと、というようなこと。 それから、使用料、手数料の予算全体に及ぼす額は、今法令で定める額あるいはまた資本収支の額の問題等を除けば非常にそのウエートは低いと思うんですね。ですから、一定の方向性をつかむ、額をつかむことによって財政計画は策定が可能であると、私はそのように判断をし、これまでの私財政担当のときの財政計画はそういった形で設定をさせていただいております。ただ、当該年度の予算提出に当たりましては、当然ながらこれは皆議会に提案をして条例決定、条例で決定をしていただかなきゃならない事項でございますから、それは予算と議会との関係の中で十分そういった問題が議論されて決定されていく事項であろうと、このように考えております。 したがって、今回提案いたしましたものについては、そういった方向性も踏まえて提案をさせていただいたものでございます。これは両町のトップ、いわゆる幹事会でそういったことで了承をし、しかも私と副会長の決裁を経てやられておるという状況でございます。ただ、上野副会長はやはり将来的に大変心配が多いということからの再質問になったんじゃないかな、このように理解をいたしております。しかし、今委員さんご発言のことにつきましては、大変重く受けとめさせていただきまして、今後の提案につきましては十分心して対応させていただきたい、このように思いますのでよろしくお願いをいたします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 奥野委員	以上でございます。 それでは、ほかにご意見、ご質問ございませんか。 どうぞ。 神崎の奥野でございます。 私は先ほど立石委員の方からありましたように、専門的ないわゆる集団が、幹事会がございますので、具体的なことはちょっとわかりにくいんですが、神崎町と大河内町が合併するんですから、両町の違いとか、値上げとか、値下げとか、単純にそういうものを統一するんであるというふうに考えとんで、そういった面でほとんど変わらんのやないかというふうなことを思うんですが、やっぱり中にはあるかもわかりませんし、また他町の、県下のそれぞれの行政との比較が単純にわかったら、簡単に教えていただきたいと思います。
小寺（議長） 浅田（事務局）	浅田次長。 神崎・大河内につきましては、使用料、手数料につきましては、ほぼ内容が同じようなものがございます。しかしながら、下水関係とかといったものが、また会計の方式が違ったりいろいろするんですけれども、そういった形のものもこちらの方には上げさせていただいております。そして、両町にしかない施設、これはもう既成事実がそうなっておりますので、それは新町になってもそのまま引き継いでいく、もしくは料金の見直し、そういったものも十分検討してまいるという形になろうかと思えます。 県下の状況におきましても、先ほどこの協議会で冒頭に申し上げました負担公平の原則とか住民一体性の確保の原則、そういったものを念頭に置きながら調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、県下の状況を見ましても、ほぼ私どもが本日上げたような課題、問題点、それから調整方針、そういったものにつきましては、ほぼ同じような形態で進められておるというところが実態でございます。
小寺（議長）	以上です。 ほかにごございませんか。
小寺（議長）	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ご質問がないようですので、それでは採決に入りたいと思います。 協議第１３号使用料、手数料等の取扱いにつきまして、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。したがいまして、協議第１３号使用料、手数

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	料等の取扱いにつきましては原案どおりすることに決しました。 次に、協議第１４号地方税の取扱い（その１）について、事務局、お願いいたします。 協議第１４号地方税の取扱い（その１）について。 地方税の取扱い（その１）について提出する。 平成１６年６月１３日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。 合併協定項目の９番目でございます地方税の取扱い、こちらの方も複数ございますので、本日はその１という形でご協議をお願いしたいというふうに思います。 資料１枚めくっていただきまして、事務事業の調整報告書ということで、こちらの方は当協議会税務・出納部会、こちらの方で両町で検討をいただきました。 そして、課題、問題点等につきましては次のとおりでございます。 合併に伴い、その地方税の税目や税率その他賦課徴集に関し、新たに条例を制定する必要があるございます。これは地方税法の第３条できちとうたわれておりますので、合併に伴い新町になる場合は新たにその新町の条例を制定する必要があるございます。 そして、なお従前の区域、いわゆる旧町において税率等が著しく異なっているとき、神崎・大河内で税金の率が著しく異なっている場合があるとするならば、合併後直ちに全区域にわたり同じ課税をすることがかえって著しく混乱を招いたり均衡を欠くと認められる場合には、合併後５カ年に限り不均一、大変難しい言葉を使いますけれども、旧町のままの神崎・大河内に大きな差がある場合は従来のままの課税をすることができる特例がありますというところでございます。これは合併後５カ年に限ります。 そういった中で、両町の現行の税制を比較してまいりますと、税金の主なものとしたしまして、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税につきましては、税率、納期等はほぼ相違がなく、現行のまま新町に引き継ぐことが妥当であると思われます。 ただし、固定資産税につきましては、第１期の納期につきまして差異がございます。神崎町につきましては、固定資産税の第１期納期が５月１日から５月３１日、末日までになっております。一方、大河内町では固定資産税の納期が４月１日から同月４月３０日までが第１期の納期になっております。これが大きな、税の場合、差異としてございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	また、これも神崎町にしかない税でございます。鉱産税という税が神崎町にのみ該当いたしております、これも新町に引き継ぐことが妥当であると思われます。この鉱産税、大河内にはなじみはないんですけれども、神崎町の福本に日本耐火原料、また越知の方に越知谷運輸さんというところがこういった鉱産税の対象になっておるということで、わずかながら税が発生をいたしておるところでございます。 これらの課題、問題点がございまして、税務・出納部会といたしまして調整をいたしました結果、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税については、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、固定資産税の第１期納期を新町になった場合には５月１日から統一するということで、調整方針が出たところでございます。 ２ページの方に両町の比較、現行をつけさせていただいております。 先ほどの差異があると申し上げました項目の３固定資産税の納期、１から４期の第１期が違ふところでございます。 また、６の鉱産税、これらにつきましては、大河内町におきましてもきちっと条例の中で明文化はいたしておりますけれども、これに係りますいわゆる課税客体といいますが、その税の対象になるものがないと、現在のところないというところでございます。 ３ページ以降は、先ほどと同じように関係する法令の関係、言葉の解説、そういったものを長々とつけさせていただいております。 そして、９ページの方に、地方税のこういった問題に係ります他の先進事例ということで、少し参考にしていまいりますと、養父市ですね、こちらの方ではこういった形で個人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、こういったものは現行のまま新市に引き継ぐと。ある税については何々町、例えば八鹿町の例によるとか、養父、大屋町、関宮町の例によるとか、いろんなそれぞれの専門の中で調整をいまいり、こういう形で新市になって取扱ってまいるというところでございます。 今回お出ししました地方税の取扱い（その１）につきましては、両町そんなに大きな差異はなく、固定資産税の納期を４月、５月というところを調整を税務・出納部会でしていただいたというところでございます。 以上、協議第１４号についてのご説明を終わらせていただきます。 ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました協議第１４号地方税の取扱い

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	（その１）につきまして、ご意見、ご質問をお受けいたしたいと思ひます。 ご意見、ご質問のある方はどうぞ。 会長、どうぞ。 固定資産税の納期で、神崎町が５月にしておることについて、少しご説明申し上げておきたいと思ひます。 この件につきましては、固定資産の評価替えが３年ごとにござひまして、その評価替えがあるときにつきましては、特例条例を制定をいたしまして４月の納期を５月に変更しておったという事例がござひます。したがひまして、３年ごとということでござひますから、これは通常５月にした方がいひんではないかということで、５月の条例設定ということで５月から納期を始める、１期分については５月１日からというふうにご設定をさせていただいてるということでござひます。
小寺（議長）	ありがとうございます。 それでは、ご質問ござひませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ご質問がないようですので、採決に入らせていただきます。 協議第１４号地方税の取扱い（その１）につきまして、原案どおりにすることについて賛成の方は挙手願ひます。 〔賛成者挙手〕
小寺（議長）	挙手全員であります。よって、協議第１４号地方税の取扱い（その１）につきましては原案どおりすることに決しました。 次に、協議第１５号条例、規則等の取扱いについて、事務局、説明をお願いします。
浅田（事務局）	協議第１５号についてご説明申し上げます。 条例、規則等の取扱いについて。 条例、規則等の取扱いについて提出する。 平成１６年６月１３日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。 本協議事項につきましては、合併協定項目の１２番、条例、規則等の取扱いについてでございます。 皆様方には、冒頭より、条例とか規則、そういったもので大変わかりにくい言葉をたくさん申し上げております。私たちのこの地方公共団体にしましては、地方自治法を初めたくさんの法律、また両町にも条例、規則といったものが、住民の皆さん方をきちっと守るためにも整備をしなければいけないものがたくさんござひます。そういった

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ものを新町になった場合にどうしていくんかというところがござい ます。これにつきましても、両町で調整をしまいるということがた くさん出てきます。 資料の１ページの方を見ていただきたいと思います。 まず、こちらの方で真ん中あたりに、現行の、これも難しい言葉で 例規という言葉を使わせていただいております。これが、一つの条 例、規則、要綱、規程、両町に関係いたします法律でございまして、 この数が神崎町で５１１でございます。一方、大河内が４３５ござい ます。これは、現状これだけあるということでございます。合わせま すと、９４６本のこういった条例以下の項目があるというところでござ います。 これらが２つの町が一つになりますと、約６０２ぐらいの、見込み なんですけれども、条例、規則でおさまるだろうというところでござ いまして、これらの方針をどうするのだというところなんですけれど も、総務・企画部会の方で先ほどと同様に課題、問題点を調整いた だき、出していただき、そして調整を今後していくという方針でござ います。 １点目の課題、問題点等につきましてですけれども、新設合併、新 町になった場合には、合併関係町はそれぞれ消滅をいたします。した がしまして、現在神崎町・大河内町に生きております条例とか規則、 そういったものはすべて失効、いわゆる効力がなくなってしまうとい うふうになります。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務 組合、これは例えば中播消防署、中播衛生、中播農業共済、そうい ったものが一部事務組合、広域的にやっておるもんなんですけれど、 そういったものも現在は神崎町・大河内町という一つのそれぞれの団体で 加入をいたしておりますけれども、当然そういったものが新町になり ますと新しい名前が入ることになります。したがしまして、古い神崎 町・大河内町というものはなくなりますよというところでございま す。 このため、新町において必要な条例、規則等は、原則といたしまし て新町において新たに制定し、施行する必要があるというところでご ざいます。 そして、４つの調整方針を出していただいております。 まず、１点が合併協議会で確認をされました事務事業に係る条例、 規則等については、それぞれの調整方針に従って整備をしまいい ます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	2 点目、2 町が同一または 1 団体のみ制定をしております条例、規則等でそのまま新町に引き継ぎます事務事業に関するものは、原則、現行のとおりといたします。 3 点目、類似または相違しております条例、規則につきましては、どちらかを基本ベースにして調整し統一をしましてまいります。 4 点目に、条例、規則等の制定に当たりましては、新町における事務事業に支障を来さぬよう、次の区分によって整備をいたしてまいります。これ、大変この例規、条例、規則というものは合併する際には大変複雑多岐にわたっておりまして、合併時までにはしておかなければいけないもの、また合併時に、合併後に制定をするもの、そして廃止すべきもの、そういった要素が絡んでおりますので、そちらの方にア、イ、ウ、エという 4 項目を上げてございます。名前がまた少し専門用語になって申しわけございませんが、即時施行ということでこれは専決という行為でございます。 合併と同時に、50 日以内に新しい町長の選挙をしなければなりません。その間、行政をストップするわけにはいきませんので、その間町長の職務執行者という方が選任をされ、その方の専決という処分によりまして即時制定し施行させる必要があるものが出てまいります。これがまず一番重要なものでございます。 2 点目に、即時施行ということで、従来両町で施行されておりました条例、規則等を引き続き暫定的に施行させる必要があるものというものが即時施行という形でございます。 そして、逐次制定をしましていうものが、合併後逐次制定し施行させるものというものでございます。これはそんなに、急がないことはないんですけれども、合併後でいいですよというものでございます。 そして、エが廃止すべきものということで、合併時にはもうないですよといったものでございます。 4 番目に上げておりますのが、現在の神崎町・大河内町のそれぞれの条例というものが作られてまいりますスタイルを比較をつけさせていただいております。こちらの方は見ていただければどうかなというふうに思います。最終的には、両町の議会の方で議決という形になるうかと思っております。 2 ページの方には、先ほど言いました制定の区分、そういったものを参考資料という形でつけさせていただいております。 こちらの方で即時施行、合併当日から法的効力が必要になってまい

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	りますもの、こういったものがございます。その中に専決と暫定的なものということと、それから合併当日からは法的効力を生じる必要がないものということで、逐次に制定をしまいいりますもの、それから合併前日に法的効力を失う、いわゆる廃止もしくは失効というものです。こういった形で、分けてまいるものがたくさん出てまいるといったものを今後調整をしまいいるところでございます。 したがいまして、条例、規則といたしますのは、それぞれの町の憲法といたしますか、一番重要なことでございますので、こちらの方は議会というものが議決をして初めて条例、規則という形になってまいりますので、規則の方につきましては地方公共団体、いわゆる町長が制定をできるというところもございませうけれども、条例というものはあくまでも議会の議決を必要としておりますもので、これらにつきましては今後両町のそれぞれ、またこれも部署にたくさんの福祉、教育、また住民生活、環境、いろんな部分でたくさんの例規がございますので、専門部会の方で調整をしていただくことも必要かと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。 以上でございます。
小寺（議長）	どうもありがとうございました。 それでは、ただいま説明がございました協議第 15 号条例、規則等の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見をお願いをいたします。
立石委員	質問、ご意見のある方はどうぞ。 ご意見、ご質問ございせんか。 立石委員、どうぞ。 大河内の立石です。
小寺（議長）	これはもう質問というたて、意見というたて、これはこうせないかん話やから、これは絶対やらないかん話ですわ。特に意見ございせん。
小寺（議長）	どうもありがとうございます。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、ご意見がないようでございますので、ここで採決をいたしたいと思ひます。
小寺（議長）	協議第 15 号条例、規則等の取扱いにつきまして、原案どおり賛成の方は挙手願ひます。 〔賛成者挙手〕 挙手全員であります。よって、協議第 15 号条例、規則等の取扱いにつきまして原案どおりとすることに決しました。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	これで、協議事項第 1 2 号から第 1 5 号までの 4 件につきましてはすべて承認いただきましたこと、再度ご報告申し上げます。 ここで暫時休憩に入ります。再開 1 5 時 5 0 分といたします。 午後 3 時 4 1 分 休憩 午後 3 時 5 2 分 再開 それでは、時間が参りましたので再開をいたします。 続きまして、提案事項に入らせていただきます。 提案第 8 号公共的団体等の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。
浅田（事務局）	それでは、提案第 8 号についてご説明申し上げます。 説明に入ります前に、6 月 3 0 日と書いておりますのは、第 6 回の協議会を 6 月 3 0 日に開催をさせていただきたいということで、日にちを入れさせていただいておりますので、ご了承を願いたいと思います。 提案第 8 号公共的団体等の取扱いについて。 公共的団体等の取扱いについて提出する。 平成 1 6 年 6 月 3 0 日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。 本提案事項につきましては、6 月 3 0 日に協議第何号という形で上がってまいりますものでございます。そして、本項目につきましては、これも合併協定項目の 1 6 番目に上げております両町の公共的団体等の取扱いについてどのようにするのかという部分でございます。 資料をおめくりいただきたいと思います。ページ下の方に 1 と書いておりますけれども、大変長々と課題、問題点を掲げてございます。少し略しながらご説明をしたいと思います。 まず、公共的団体とはということなんですけれども、この団体等の解釈ですけれども、公共的団体等とは、その市町村の区域内、神崎町・大河内町にございます、例えば農業協同組合、森林組合、その他の協同組合、また商工会等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的な活動を営むすべての団体を含むものでございます。そして、法人たると否とを問わず、地方自治法第 1 5 7 条の公共的団体等とその範囲を同じくするものでございます。 これらにつきましては、合併特例法第 1 6 条第 8 項で、いつまでも合併関係市町村単位での各種の公共的団体があることは、合併市町村の一体性の確立の面から余り好ましくないという観点がございまし

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	て、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体はその統合整備を図るように務めなければならないとされておるところでございます。 両町におきましては、共通の団体及び同様の目的を持った団体がほとんどでございまして、それらについては、先ほど言いましたような新町の一体性の確保の面から、統合・再編に向け調整に努めることが妥当と思われます。 また、政策的もしくは地域の特殊性による独自の団体、これにつきましては両町とも独自の団体というものはございます。そういった団体につきましては、設立の経緯、活動内容等を配慮し、新町において均衡を保てるよう整備することが妥当と思われます。 なお、団体等の事情により統合・再編が困難な場合におきましては、新町において計画的に統合に向け調整を進めることが必要と思われます。 いわゆる上部、国、県等の指導に基づき設置されました団体につきましては、関係機関の助言・指導をもとにそのあり方について協議していくこととなります。 例えばということで、商工会の例を挙げてございます。商工会につきましても、商工会法という法律で定められておりまして、商工会は一つの町村の区域とするのが原則、今神崎・大河内には商工会というものがございますので、それらが新町になれば一つということなんですけれども、これまでのその地域の商工業を考慮するならば、直ちに統合しなければならないということには、またならないというふうなことでございまして、合併後速やかな統合に向けて協議を続ける必要があるというところでございます。 一方、社会福祉協議会、これらにつきましては、これも社会福祉法というもので規定をされております法人格を有しておりますけれども、昭和60年4月以降の市町村の合併の事例においては、すべての社会福祉協議会はその市区町村内に1つという形で統合が行われておるところでございます。 別表、2ページの方に、少し見ていただきたいと思いますけれども、すべてではないんですが、神崎・大河内にございます総務から住民・健康、教育、産業・建設、もっともっとたくさん公共的団体はあろうかと思っておりますけれども、こういった個々の団体等の調整方針につきましては、先ほどの使用料、手数料と同様に、該当いたします事務事業の協定項目において調整をしてまいるというところでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	これらの調整方針につきましては、公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとするということで、2項目上げております。 1つが、両町に共通する団体または共通の目的を持った団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来に向けて検討が進められるよう調整に努めるというところでございます。 2点目に、両町にございます独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとするという調整方針でございます。 これらを6月30日の協議会の方で、協議事項といたしまして、両町にございます公共的団体の取扱いについてということでご協議をいただきたいという内容でございます。 以上でございます。 ありがとうございました。 ただいま提案説明がありました提案第8号公共的団体等の取扱いにつきまして、今回は質疑にとどめたいと思いますが、何かございましたらお受けをいたしたいと思います。
奥野委員	どうぞ、奥野委員、どうぞ。 奥野です。 まだ、30日に協議をするわけでありますけども、漁業協同組合というもんがあるんですけども、これはここの団体のうちへ入るんでしょうか。
小寺（議長）	次長、どうぞ。
浅田（事務局）	申しわけございません。これは課題、問題点の1行目のその他の協同組合という中に含まれておるところでございます。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
松原委員	松原委員、どうぞ。 神崎町の松原です。
小寺（議長） 浅田（事務局）	独自の目的を持った団体について、何か例がありましたら教えていただきたいんですけども。 次長、どうぞ。 大河内町の例をとってみますと、ダムによります関係で寺前地区振興基金という、また長谷地区振興基金という、いわゆるダム関連に伴います神崎町にない独自の団体がといいますか、組織がございますので、そういったものが含まれてこようかと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
松原委員 小寺（議長） 浅田（事務局）	以上です。 あと一つ、ちょっとまことに申しわけありません。財産区ですね、申しわけない、財産区はこの中へ入るんですか。 次長、どうぞ。 財産区につきましては、先週幹事会を行いました際に、公共的団体の扱いということで議論がございました。財産区は、特別地方公共団体というところで、地方自治法の第 294 条で規定をされておると思います。そういった中で、財産区の取扱い、両町におきまして、大河内は寺前、長谷、また神崎、粟賀、越知、大山という形で旧村単位に財産区がございますので、その財産区の取扱いについては合併協定項目の当初にお示しをした中でどこで取扱うのかという問題が大きく出てまいったところでございます。 したがいまして、合併協定項目の一番最後 24 の次に 25 その他というところで、立石委員の方からご質問が出ました財産区の取扱いについての項目ということで、25 その他というところで取扱いをという形でやってまいりたいというふうに考えておるところでございます。 以上が一応幹事会の決定項目でございます。以上です。
松原委員	ありがとうございました。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ないようでございますので、次に提案第 9 号上・下水道関係事務事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。
浅田（事務局）	それでは、提案事項第 9 号ということで上・下水道関係事務事業の取扱い（その 1）について。 上・下水道関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。 平成 16 年 6 月 30 日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。 事務事業の 1 つ目といたしまして、いよいよこういう形で調整が終わり、幹事会の中で検討したものが上がってまいります。今回は上・下水道関係部会の中でも水道関係のところでございます。こちらの方を次回の協議会で協議事項として提案してまいりたいというふうに思っております。 お手元資料少しめくっていただきまして、1 ページをお願いしたいと思います。 上・下水道関係の取扱い（その 1）で、水道事業というところでご

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ざいます。 課題、問題点といたしまして、まず水道事業の会計なんですけれども、これは下水道事業も含めまして、神崎町では生活に重要な影響のある地方公営企業として独立採算制をとった会計とされております。一方、大河内町については特別会計という形で、両町において会計処理の方式に、また事業規模、運営制度、給水条件、使用料金等について差異がございます。 当事業は、これは住民皆さんにひとしく住民生活という上で極めて密着し、かつ重要なものでございます。こういった水道関係、合併を行う場合には住民の皆さん方への生活に影響を及ぼさないよう、また負担の公平性及び住民の一体性の確保を十分勘案の上、調整することが必要となります。 水道事業においては、適正かつ能率的な運営に努め、料金については能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし公正妥当なものであることが求められてございます。これらは水道法という法律にきちっと定められておるところでございます。 2町合併において具体的な課題、問題点は次の部分でございまして、それぞれの経緯や事情により調整が困難なものにつきましては、新町における事業の運営について十分検討し効率的な運用と円滑な統一について計画的に調整することが適当と思われるというところが課題、問題点として上げられたところでございます。 そして、その中で具体的な課題、問題点ですけれども、5つございます。 まず1点が、会計の方式ですけれども、先ほど申し上げましたように、神崎町は企業会計の公営企業会計方式をとっておられます。そして、大河内町は特別会計方式により処理をしておりますので、事業の内容等を勘案いたしますといずれかに統一することが適当であると思われる。 次に、2点目といたしまして、料金体系についてということで、両町の水道料金についてはほぼ同じ料金ではございますけれども、神崎町では基本水量9トンのため使用料の少ない家庭は割高となっております。こちらの方はちょっと後で表を見ていただきたいと思います。 そして、消費税が、神崎町は内税方式、大河内町は外税方式となっております。 大河内町は、基本料金のうち共同住宅に適用する共用の料金設定の規定がなく、共同住宅で親メーターのみ設置の場合は基本料金はなく

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	使用料のみの料金となります。 また、神崎町では臨時に使用する場合の規定がなく、臨時使用でも加入金が必要となっております。 神崎・大河内両町とも平成１４年４月１日に基本料金を改定されておりますけれども、大河内町は基本料金を２割値上げし、神崎町は基本水量を１０トンから９トンに引き上げております。 これらのことから、再度の仮に料金値上げという部分は、前回の料金値上げの年数等も十分に加味した上で慎重に検討をしなければならないというところでございます。 ３点目に、新規加入事務についてですけれども、新規加入の関係ですけれども、加入分担金については差がございまして、神崎町では一般用と営業用での区分を設けておりますけれども、大河内町では区分がないため検討する必要があると思われます。 また、設計に係る審査、竣工審査の手数料が異なるため、調整の必要がございます。 ４点目に、消火栓の工事についてですけれども、大河内町は負担割合を定められております。神崎町は全額町負担としておりまして、こちらの方につきましては、大きな差異がございまして調整する必要があると思われます。 最後に、上水道事業及び簡易水道事業計画につきまして、こういった水道、また下水道といったものにつきましては、大きな事業でございますので、計画というものがきちり作成をされなければいけないというところがございます。こういったところから、近年の社会経済状況の変化等から、計画どおりの水の需要の伸びが見込めない状況になります。 また、両町とも平成１８年度以降ですけれども、簡易水道施設及び管路の更新計画がございまして、長期的な視野に立った財政を勘案しながら調整する必要があると思われます。いわゆるここに財政という言葉が出、財政計画、いわゆる事業計画との整合性が入ってまいるといふところだと思います。 これらを受けまして、２ページの方に調整方針という、上下水道部会での調整方針を出していただいたところでございます。先ほどの５つの項目に対しまして、調整方針を出していただいております。 まず、１点目が会計方式ですけれども、合併後速やかに公営企業会計に統一をする。合併後速やかに公営企業会計に統一する。 ２点目に、水道料金は内税とし、基本水量は１０トン１，９００

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	円、超過料金は１トン２３０円とする。量水器の使用料はそこに掲載をさせていただくとおりで、１３ミリ１００円から７５ミリ２，１６０円とするという形でございます。臨時使用料につきましては、大河内町の例によりまして１０トン２，８５０円、超過料金は１トン３５０円とするというところでございます。 また、その他詳細、小さい部分があるんですけども、そういった部分は新町発足までに調整をするというところでございます。 ３点目の加入分担金については、これまでの投資額、いわゆる管路とか浄水場施設等のいろんなものの投資した部分を十分勘案しながら、新町発足までに新たに調整をするということでございます。また、設計審査、竣工検査手数料についても、両町差異がございますので、新町発足時までに統一をするということでございます。 ４点目に、消火栓設置の費用負担については、地元負担が関係してまいりますから十分に協議をし、新町発足時までに調整をするということでございます。 ５点目の上水道並びに簡易水道の事業計画につきましては、現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後において財政計画を樹立、それに基づきながら適切に施設更新事業を実施するよう調整をしておりますというところでございます。 これが上下水道部会の方で、特に水道関係で調整をされた項目でございます。 資料３ページの方には、神崎・大河内の現行の水道料金、加入手続、移動手続、水道工事指定店、消火栓という形で両町の料金等の比較表を添付をさせていただいております。 そして、４ページには、簡単ではございますけれども、水道法という事例、それから５ページには養父市を初めとする他の先進事例という形で書かせていただいておりますので、このあたりにつきましては先ほどの協議事項で使用料、手数料を承認をいただいたわけですが、それらを基本に一つずつ事務事業で具体的に上げてまいりますという部分が発生してまいりますので、よろしく願いしたいと思っております。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 ただいま説明がありました上・下水道関係事務事業の取扱いにつきましてのご意見、質疑をお受けをしたいと思っております。 ご質問ございませんか。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 浅田（事務局）	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ないようでございますので、それでは次に移りたいと思います。 次に、提案第１０号補助金、交付金等の取扱いについて、事務局、説明をお願いします。 提案第１０号補助金、交付金等の取扱いについて。 補助金、交付金等の取扱いについて提出する。 平成１６年６月３０日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。 これも先ほどの公共的団体と関連をいたすんですけれども、両町にはたくさんのそれぞれ団体を初めとする補助金、また交付金が出されておるところでございます。これらをいかに調整していくのかという部分でございまして、資料の１ページの方を見ていただきたいと思います。 こちらの方は担当部会は総務・企画部会でございまして、そちらの方に掲載をさせていただいております。課題、問題点、調整方針でございます。少し朗読でご説明させていただきたいと思います。 全国の地方自治体、私ども神崎・大河内も含めましてですけれども、各種のさまざまな団体に対してそれぞれの趣旨、目的に応じた補助金や交付金を交付するなど、数多くの面で財政的な支援を行っております。合併の際には、合併関係市町村が従来行ってまいりました補助制度の内容とこれから建設していく新しい町とのかかわり、あるいは新町の財政状況など、実情把握を十分に行い、調整を図る必要がございます。 補助金につきましても、法律上の規定がございまして、公益上必要がある場合において交付することができるとされております。現行において各補助金の持つ機能、効果等が十分に発揮されているか検証を行い、新町の効率的な財政運営の観点から公正かつ効率的に使用されるよう整理、合理化することが適当と思われまます。 具体的には、事業の目的や効果等を勘案して、公共的必要性、有効性、公平性という観点から次のように調整することが適当と思われまますということでございます。 ３つ上げさせていただいております。 行政の総合性を確保するため、同種類の補助金等については関係団体等の理解と協力を得て統合を図るとともに、各種施策の効率化を図ります。 ２点目に、政策的な補助及びその地域の特殊性に係る独自の補助金

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、その目的、条件等を明確にした上、新町において公共性の観点から均衡を保つよう調整します。 ３点目には、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、整理統合できる補助金等につきましては統合、廃止をしますというところでございます。 これらも補助金、交付金をこういうふうな基本的な考え方で両町の個々の補助金、団体への補助金、事業補助金、そういったものがたくさんあるんですけども、それらに係ります調整方針につきましては、該当いたします事務事業の協定項目において調整をしまいたいというふうに総務・企画部会の方で調整を行いました。 それらの調整方針といたしまして、補助金、交付金等については、公共的必要性、有効性、公平性という観点から、次のように調整いたします。 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整をいたします。 ２点目に、独自の補助金等につきましては、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整いたします。 ３点目に、整理統合できる補助金等につきましては、統合、廃止をするというふうに上げさせていただいてございます。 ３ページには、その補助金に係ります法律的な根拠、４ページには養父市を初めとする他の団体の事例の一部を掲載をさせていただいておりますので、両町の各事業別の補助金、また各種団体に出しております補助金、交付金等の取扱いにつきましての基本的な統一見解を以上のように作らせていただきまして、提案をさせていただきたいと思っております。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 ただいま説明がありました提案第１０号補助金、交付金等の取扱いにつきまして、質疑がありましたらお受けをいたしたいと思っております。
小寺（議長）	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 質疑がないようでございますので、これで提案第１０号補助金、交付金等の取扱いの件を終わりたいと思っております。 それでは、これで提案事項第８号から第１１号までの４件について終わりといたします。 その他に移りたいと思っております。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	その他で、一部事務組合等の現状報告につきまして、事務局、そして町村会長をしていただいております足立会長から現状について報告いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。 それでは、もうしばらく時間いただきまして、その他の一部事務組合、広域行政協議会の状況ということで、事務局の方から1枚物の大きなもので簡単にご説明をさせていただきたいと思います。 ご存じのように、神崎・大河内も消防署を初め多くの一部事務組合、広域行政協議会への参画をいたしてございます。参考資料の方でございますように、中播消防事務組合、中播衛生施設事務組合、中播北部行政事務組合、この中播北部行政事務組合はごみ、それからこれは2町なんですけど神崎・大河内の学校給食、そして火葬場、これらを中播北部行政事務組合という形で行っております。それと、中播農業共済事務組合、それからこれは北部3町、市川町を交えた神崎郡北部病院事務組合、先ほどの中播北部も3町なんですけれども、この神崎郡北部病院事務組合も3町で構成をされております。 それからあと、県の方の関係で県の交通災害共済、また市町村職員の退職手当組合、県の議会議員公務災害補償組合、県の町土地開発公社、それから裏に行きまして中播公平委員会、播磨中央広域行政協議会、神崎郡介護認定審査会、こういった幅広い行政の関係で一部事務組合、広域行政協議会の方に加入をいたしてございまして、現在冒頭に会長の方から、岡本局長の方からごあいさつがございましたこの中播磨県民局管内の合併の動きによりまして、これらのすべて関連をしまいりますので、ひとつ各委員さんにおかれましては、今後この一部事務組合、また広域行政の動き、こういったものも恐らく新聞等でまた報道されることがあると思いますので、関心を持っていただければというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。 以上、事務局からは、簡単でございますけれども、現況に参画をしてある一部事務組合等の状況ということで終わらせていただきます。
足立（会長）	それでは、私から当面問題となっております事項、すなわち香寺町が姫路市と合併するという法定合併協議会が立ち上げられてございまして、姫路市から各町に対しまして協議の申し入れがございました。 香寺町が抜けることによりまして、組合あるいはまた構成団体が大きな影響を受けることになるわけでございます。 そこで、去る5月24日に、関係町長が姫路市助役に対して申し入れを行いました、その回答についてご紹介を申し上げておきたいと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	まず、中播消防事務組合につきましては、香寺町が抜ける、法定合併協議会で姫路市との合併という話が出ております。それから、夢前町が次いで合併協議会に参加するであろうという見込みが出ております。こうなりますと、今6町で行っております中播消防事務組合については大変運営が困難になるわけでございます。 私たちの組合からは、この構成団体をそのまま継続してほしいという要望をいたしておるわけでありますが、姫路市からの回答といたしましては、姫路市としてはそれぞれの加入団体、いわゆる香寺町もしくは夢前町になりますけれども、同じ取扱いをする。いわゆる消防体制の中でやらなくてはならない。こういった原則的な考え方でございます。 しかし、当面につきましては、中播消防事務組合に委託する形で、それぞれの現在の区域については中播消防事務組合が業務を実行してほしいと。これは当分の間ということでございますから、3年になるのか、4年になるのか、5年になるのかという状況が今後想定されるわけでありまして、構成団体といたしましては仮に姫路市に香寺町あるいはまた夢前町が合併した場合、将来的な展望をどうするのかというようなことを検討する必要があるというふうに考えております。 それから、中播衛生施設事務組合につきましては、やはり姫路市としては香寺町を受け入れる施設としては可能であるけれども、やはり住民感情等が許せられないものがあるということから、当分の間といいたしましょうか、については現在の中播衛生事務組合で業務をお願いをしたいと、このように申し入れられておるところでございます。 それから、中播農業共済組合でございますが、このことにつきましては姫路市としては広域化が望ましいという考え方ございまして、私も意見を同じくするわけでありますが、その後の回答によりまして中播農業共済事務組合に姫路市が加入したいと、こういう申し入れを現在受けておりまして、今後調整をしてみようと、このように考えておるところでございます。 また、3町で構成いたしております北部病院事務組合あるいはまた中播北部行政事務組合につきましては、今後その負担割合等々につきまして検討する必要があるんじゃないかと、このように考えております。 あと、例えば兵庫県交通災害共済事務組合あるいはまた職員退職手当組合、公務災害補償組合、土地開発公社等につきましては、現在町村会におきまして代表町長によりまして議論を進めておるところでござ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	ざいまして、まだまだ結論には至っておらないということでございます。 以上、簡単でありますけれども、現状報告とさせていただきます。 どうもありがとうございました。 一部事務組合等の現状報告につきましては、ただいま事務局並びに会長が述べられたとおりでございます。 それでは次に、これで一応この会議を終わりたいと思います。 次の第６回の合併協議会の日程でございますけれども、本日別紙で皆さんにご案内をさせていただいておりますとおり、６月３０日水曜日、朝の午前８時３０分から神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎で開催されますので、よろしくお願いいたします。 別紙で封筒を皆さんにお渡しをしておると思いますので、別紙の封筒に次の第６回の合併協議会の日程のご案内をしております。 それとあと、事務局からちょっと伝達事項がございますのでよろしくをお願いします。
浅田（事務局）	先ほど第６回の関係につきましては議長の方からご案内がございましたように、大変朝早く申しわけございませんが、６月３０日水曜日朝８時３０分から神崎町で開催をしたいというところでございます。 あわせまして、６月１６日に第５回の新町建設計画の小委員会、そして６月２４日の日には第１委員会の方の新町名称・庁舎等位置の検討小委員会を開催をさせていただきたいと思いますので、大変ご多忙の中だと思いますけれどもよろしくお願い申し上げたいと思います。 なお、７月の協議会の予定なんですけれども、当初申し合わせによりますと７月１１日ということで、大河内町の当番ということになっておるんですけれども、参議院議員の選挙がございますので、その日程につきましては、正・副会長、また幹事会の方で調整をさせていただきたいと思いますので、恐らく７月１１日にはちょっと開催はできないと思いますので、よろしくお願いいたします。
小寺（議長）	以上でございます。 それでは、これをもちまして第５回合併協議会を閉じたいと思います。 非常に、ちょっと室内暑くなったんですが、普通２時間ということを用意しておったんですが、本日、協議事項がたくさんございました関係もございまして、ただいまが１６時３０分を過ぎておりますということで、非常にお疲れになったことと思いますが、ひとつよろしくお願いをいたします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	今後につきましても、まだまだ梅雨空が続きますということもありますし、皆さんにおきましてもいろいろと大変なこともあると思いますけども、特にこの合併協議会につきましては非常に重要なことを協議をいたしておりますので、次回の合併協議会につきましても、全員出席をしていただくことをお願いをいたしまして、本日の協議会を閉じたいと思います。 本日はどうもありがとうございました。